平成２４年（フ）第７２３号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番20―202号　新鶴団地
債務者　登坂　若代
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７２６号
埼玉県川越市野田町２丁目17番地74フォーブル柳沢205号室
債務者　平井　陽子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７４４号
埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷78番地４　グリーンパレス毛呂106号
債務者　杉田　　浩
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７５５号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目28番地８高一ハイツ206
債務者　守屋　京子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８２号
千葉県山武市松尾町猿尾652番地　山武市営桔梗台住宅７棟705号
債務者　綿貫　隆子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４８３号
神奈川県小田原市国府津2278番地の１　第二グリーンハイツ203
債務者　早川　　至
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５５６号
神奈川県厚木市下荻野1043番地21　第３愛和ハイツ201
債務者　佐久間朝美
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５７０号
神奈川県小田原市中村原466番地の１　フォーリストパークA201
債務者　梶原時男こと　ＫＡＪＩＨＡＲＡ　ＪＯＲＧＥ　ＴＯＫＩＯ
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５７６号
神奈川県秦野市東田原601番地の18
債務者　元橋　　淳
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５８５号
神奈川県平塚市山下506番地　サニーレジデンス平塚Ⅱ―103号
債務者　佐藤　　丘
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６２２号
神奈川県厚木市戸室５丁目２番15号
債務者　桐生　知子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４１６号
新潟県五泉市北五泉駅前１番50号　エルムＥ103号
債務者　高橋　正人
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５４号
新潟市南区味方621番地
債務者　飯塚　悦子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６３号
新潟県東蒲原郡阿賀町日出谷乙2874番地
債務者　渡部　安彦
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６５号
新潟市東区船江町１丁目30番38号　ＳＡＪＡ船江101
債務者　高橋　圭子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４７５号
新潟市東区逢谷内６丁目８番２号　コモハウス101号
債務者　菅原　玲子（旧姓船山）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３号
新潟県佐渡市畑野甲28番地　市営野高屋住宅団地２―39号
債務者　中村美恵子
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで　新潟地方裁判所佐渡支部